

100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業に係る  
優先交渉権者選考方法

1 基本事項

優先交渉権者の選考については、優先交渉権者選考審査委員会による書類審査を行い、「4 評価点の算出方法」に定める採点方法により算出された評価点が最も高い者を第1優先交渉権者、次点を第2交渉権者として決定する。

なお、次の条件を満たすことを選考の前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・提案価格内の業務提案内容となっていること。
- ・指定した仕様を満たしていること。

2 評価点が同点の場合の決定方法

評価点が同点の者が2者以上であった場合は、提案価格の総額が低い者を上位の優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

3 評価点

選考審査委員一人当たりの配点は、「優先交渉権者選考審査基準」のとおりとする。

4 評価点の算出方法

「優先交渉権者選考審査基準」に記載の評価項目ごとに選考審査委員が採点を行い、選考審査委員全員の合計点を評価点とする。

採点についての判断基準については、次のとおりである。

評価項目の得点	判断基準
満点	(審査基準 1、2、2-1、2-2、3、4、6、7) ・本事業において、特に効果が期待される内容である。 (審査基準 5、6) ・十分な業務体制・スケジュール管理が組まれている。
▼	(期待される効果等が高い内容ほど高得点となる)
2点	(審査基準 1、2、2-1、2-2、3、4、6、7) ・指定した仕様は記載されているが、内容が著しく乏しい。 (審査基準 5、6) ・業務体制・スケジュール管理に不安がある。